

巻頭言

本当に必要な地域の力を育む協同労働

利根川 徳（協同総合研究所 専務理事）

この度の西日本豪雨による災害を受けて、公的な支援の手が十分に届かない中、全国から続々とボランティアが被災地に入った。阪神・淡路大震災以来、多くの若者たちが被災地で支援活動をおこなう姿はもう当たり前のようになった。災害大国とも言えるこの国では、こうしたボランティア活動が当たり前のこととなるのは喜ばしいことだろう。

ところが、テレビニュースでキャスターが「連休が明け、ボランティア不足が深刻になっています」と話しているのを聞くと、これには強い違和感を持たざるを得ない。深刻なのは、ボランティアの人数が足りないことなのだろうか。広域で甚大な災害に対して、公的な機関の活動だけでは手が足りないということは理解できるが、ボランティアはあくまで自発的な活動でしかない。

しかし、直ぐに思い当たったのは、そもそもこの社会は、市民の自発的な活動の支えなしにはもはや成り立たない、維持できない構造になっているのではないかということである。災害時にはこのことが露わになるが、おそら

く日常的にも同じようなことはたくさんあるのではないか。行政サービスが行き届かない地域が広がり、誰が支えていくのかよくわからない不明瞭な領域が広がっているように思う。

我が国ではこの間、福祉など公的なサービスの市場化・営利化が進められてきたが、一方で市場化できない領域も見えてきている。災害時のボランティア活動などは最たるものだが、たとえば高齢者福祉における地域包括ケアシステムの構想では、「互助」の重要性が強調され、介護予防・生活支援の担い手として、ボランティアや地域住民の取り組みを強化することが求められている。市場化できないものは地域のボランティアでというのは、ずいぶん虫のいい話ではないか。

明らかなことは、市場原理だけではこの社会を支えることはできないということである。つまみ食いのように必要な時だけボランティアを利用するというような考えでは、おそらく社会を底から支えるような地域の基礎的な力は育っていかないのではないかと思う。

しかし、地域社会を支える主体とな

る市民の自治力を高めていくような政策は残念ながら見当たらず、相変わらず経済成長だけが幸福への道であるかのごとき議論がまかり通っているのはどうしたことだろう。

さて、私たちが求めてきた「協同労働の協同組合法(仮称)」が、いよいよ実現されようとしている。法制化の主要な目的は、住民の協同による地域に必要とされる仕事おこしを通して、持続可能な地域づくりに貢献していくことであり、誰もが排除されず人間らしく働くことができる完全就労社会の実現にあると説明されてきた。

しかし、協同労働が本当にその真価を発揮するのは、事業・運動を通して市民の自治力を高めることにあるのではないかと考える。ICAの協同組合原則の第4原則に、「協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である」ことが書かれているが、ワーカーズコープの「よい仕事」の実践は、内部の組合員の自治力だけでなく、外部に開かれていき地域の自治力を高めることに役立っているように思う。

ワーカーズコープが事業の拡大に合わせて、日本社会連帯機構を立ち上げて地域の人たちといっしょに社会連帯活動を展開してきたことはある意味必然であったと考える。協同労働の実践

には、地域住民、市民との連帯をつくり出し、困難を抱える地域の課題解決に向けて取り組む主体を地域に生み出す力がある。

私は一年前までセンター事業団で事業本部長を務めていたが、多くの事業所の組合員たちが決して楽ではない日々の仕事を抱えながらも、地域に出て地域の人たちとつながり、フードバンク活動、障がい者問題、地域の居場所づくり、ヒューマン・ライブラリーなど多様な地域課題をテーマにした社会連帯活動に地域の人たちと共に取り組む姿に接してきた。

再びボランティアの話に戻るが、2020年東京オリンピック・パラリンピックでは11万人のボランティアを募集するとのことだ。そこでは国民の一体感が演出されることになるのかもしれないが、そこには市民の自治力を高めるという視点はなさそうだ。

まもなく法制化は実現され、ワーカーズコープは広く市民のものとなるだろう。多くの人たちが未来への希望を失い閉塞感が漂うこの社会にあって、一人ひとりが主体者として立ち上がり、協同・連帯の力で社会をつくり変えていく原動力に協同労働なることを期待し、共に歩んでいきたいと思う。